明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業六）　一

〔告　示〕
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（総務九三）　七
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産五〇六）　四三
○出願公表後に名称変更がなされた件（同五〇七）　四四

〔公　告〕
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　諸事項　四六
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更関係　六六
地方公共団体
行旅死亡人関係　六七
会社その他
会社決算公告　七三

省　令

○経済産業省令第六号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月二十五日

経済産業大臣　茂木　敏充

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中アルゼンチンの項に次のように加える。

アルゼンチン	二　記章

